

# 外来生物法制定前後の背景

**生物多様性条約 第 8 条**  
 「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを  
 行う。生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止  
 し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」  
 （平成 5（1993）年 6 月締結）

国外の動き

国内の動き

生物多様性条約第 5 回締約国会議  
 外来種に関する中間指針原則を決議  
 （平成 12（2000）年 5 月：ナイロビ）

総合規制改革会議  
 「規制改革の推進に関する 1 次答申」  
 （平成 13（2001）年 12 月）

生物多様性条約第 6 回締約国会議  
 外来種に関する指針原則を決議  
 （平成 14（2002）年 4 月：ハーグ）

新・生物多様性国家戦略の決定  
 第 3 の危機としての移入種問題  
 （平成 14（2002）年 3 月）

鳥獣保護法（平成 14（2002）年）、  
 カルタヘナ法及び種の保存法（平成  
 15（2003）年）の法案採択において、  
 移入種対策制度を求める附帯決議を  
 採択

「移入種対策に関する措置の在り方について」中央  
 環境審議会に諮問し、野生生物部会に「移入種対策  
 小委員会」を設置（平成 15（2003）年 1 月）

規制改革推進 3 カ年計画（再改革）  
 外来種問題について制度の構築に向  
 け検討を進めるべき  
 （平成 15（2003）年 3 月）

「移入種対策に関する措置の在り方について」  
 中央環境審議会答申（平成 15（2003）年 12 月）

生物多様性条約第 7 回締約国会議  
 （平成 16（2004）年 2 月：クアラルンプ  
 ール）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止  
 に関する法律案」国会提出（平成 16（2004）年 3 月）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止  
 に関する法律案」成立 / 衆・環境委付帯決議  
 （平成 16（2004）年 5 月）  
 （平成 16（2004）年 6 月 2 日公布）